

条例案を作成していくイメージ（追記）

浜田市のまちづくりの課題整理

（検討部会において整理、第 3 回検討委員会で状況報告）

これまでのまちづくりの現状と課題を探る。



条例に盛り込みたい内容、各種団体の役割を洗い出し

（第 3 回検討委員会）

これからのまちづくり条例にどのようなことを盛り込み、必要な事や各々の主体の役割を考える。



条例の目的・理念・原則の整理

（第 4 回検討委員会）

条例の中で伝えたいことを整理する。



条例の柱立ての整理

（第 5 回及び第 6 回検討委員会）

盛り込む項目を整理し、条例の柱立てを検討する。



条文及び条文の解説書の作成

（第 7 回～第 8 回検討委員会）

実際に条文を作成する。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例（骨子）案

1 設置目的

これまで自治区制度において目指してきたまちづくりの精神を受け継ぎ、これまで以上に住民が主体となって、暮らしやすい地域社会を実現できるよう、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など多様な主体の参画と協働による持続可能なまちづくりを進めていくことを目的とします。

2 基本理念

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体それぞれが、まちづくりを行う上で、これまでのまちづくりの実践の蓄積を大切に、市民と行政がともにまちづくりを進めていくための「共通の想い」を定めます。

3 協働の原則

市、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会、NPO、企業など本市に関わる全ての主体それぞれが、相互の理解や目標を共有しながら活動するなど、協働のまちづくりを進めるための基本的な決まりごとを定めます。

4 地域協議会

これまでの自治区制度と同様に地域協議会の設置について、区域、役割、体制等について定めます。

基本的に大きな変更はありませんが、役割において、市長の諮問事項や市長への提言事項について内容を改めます。

5 支援体制

行政は、多様な主体の参画と協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性、自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努めることを定めます。

支援に当たっては、本市の地域特性を踏まえ、公民館単位を基本として、多様な主体が参画し、つながりを深められるような交流の場づくりや、地域の声を市政に反映させる体制など様々な支援に努めます。

なお、具体的な施策としては、地域におけるまちづくりを支えるため、公民館のコミュニティセンター化による地域拠点の機能の強化や人員の拡充、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算枠の確保、さらには職員の意識醸成や能力形成などを進めます。

他市自治体比較表

項目		東近江市	山口市	八代市
1.前文		<p>・市の現状</p> <p>・「そのためには、市民が一人ひとりの持てる力を発揮しながらまちづくりに参画するとともに、「お互いさま」の心を持って連携し、協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>すべての市民が東近江市に誇りを持ち、将来にわたって安心して幸せに暮らすことができる協働のまちづくりを推進するため、ここにこの条例を定めます。」</p>	<p>・市の現状</p> <p>・「そのためには、市民と市、また市民同士が、相互にその長を認め合いながら、協働してまちづくりを進めていくとともに、地域社会を構成する多様な主体が、共に地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、市民と市との適切な役割分担のもと、連携してまちづくりに取り組んでいく必要があります。</p> <p>このような認識の下に、100年先、200年先へとつながるまちづくりの礎となるよう、市民と市、また市民同士が、協働してまちづくりを進めるために必要なルールを示すものとして、この条例を制定します。」</p>	<p>・市の現状</p> <p>・「これからは、このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくり活動の主体としての役割を自覚し、地域や市政に関心を持ち積極的に参画することが求められています。また、市も市民に開かれた市政運営を行い、連携・協力していくことが望まれています。</p> <p>このような認識の下、市民と市が対等の立場で話し合い、互いが自主的・自律的に考え、共に行動するという協働のまちづくりが必要とされています。</p> <p>ここに、市民と市がそれぞれの役割を担い、共にまちづくりを進めていく仕組みを明らかにし、私たちの願いである安全で安心して暮らせる、誰もが幸せを感じ住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定します。」</p>
2.目的		<ul style="list-style-type: none"> 協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項 まちづくりにおける市民と市の役割 	<ul style="list-style-type: none"> 協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項 市民及び市の役割 	<ul style="list-style-type: none"> 協働を進めるための基本的な事項 まちづくりのための市民等と市の役割
3.定義	市民	市内に在住、在勤又は在学している個人。市内で活動する法人、その他団体	市内に在住、在勤又は在学している個人。市内で活動する法人、その他団体	市内に在住、在勤又は在学している個人。市内で活動する法人、その他団体
	市	市長その他の市の執行機関	市長その他の市の執行機関	—
	事業者	市内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人	市内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人	市内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人
	市民活動	営利を目的としない市民の自主的、自発的な社会貢献活動	営利を目的としない市民の自主的、自発的な社会貢献活動	—
	協働	市民と市、市民同士が共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むこと	市民と市、市民同士が共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むこと	市民と市が、お互い対等な立場で知恵を出し合い、力を合わせて活動すること
	まちづくり	住み良い豊かな地域社会をつくるための取組と活動	住み良い豊かな地域社会をつくるための取組	住み良い豊かな地域社会をつくるための取組
	地域コミュニティ	—	地域住民が自主的に参加し、総意と協力により住みよい地域社会を作ること	住民同士のつながりが保たれる一定区域において、市民等がお互い交流し、地域課題の解決等に取り組む社会
	その他	参画：市民が市に対して計画、実施、評価等の段階で意見を述べ、提案することにより市政を推進すること	—	市民参加：市が行う政策、計画の立案、実施、評価等の各過程に市民等が自らの意志と判断により参加すること

項目	東近江市	山口市	八代市
4.基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進める 人や地域のつながりを大切にし、互いに助け合いながら、まちづくりを進める 本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進める 	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努める 市民及び市は、自助、共助及び公助という社会の役割分担のあり方に基づき、それぞれの果たすべき責任及び役割を理解し、協働してまちづくりを推進する 市民及び市は、まちづくりに関する互いの情報を共有する 	<ul style="list-style-type: none"> お互いが、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え行動する住民自治によるまちづくりを推進する お互いが、対等なパートナーであることを認識し、それぞれの特性や得意分野を生かし、連携・協力する お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有する 市は、市民等が自発的に行う、生活と地域社会への貢献を目的とした活動を尊重する
5.協働の原則	市民と市の協働の進め方	—	—
6.市民の権利・役割	市民の権利と役割	市民の権利と役割	市民の権利と役割
7.市の責務・役割	市の責務と役割	市の責務と役割	市の責務と役割
8.参画の推進	各事項における市民の参画機会の保障	市民と市が理解、尊重、補完し推進に努める	各事項における市民の参画機会の保障
9.審議会	審議会委員選任の内容、審議会の公開	審議会委員選任の内容	—
10.人材育成	協働のまちづくり推進のため、共に学び人材育成、発掘に努める	まちづくりの担い手を発掘し、育成するよう努める	協働のまちづくり推進のため、共に学び人材育成、活用に努める
11.情報の共有	市民と市相互の情報提供と共有	市民と市相互の情報提供と共有	市民都市相互の情報提供と共有
12.資金	必要な資金の調達、配分	—	—
13.提案制度	提案制度の設置と採択事業の実施	—	—
14.活動場所	市民と市における活動場所の提供、活用と活動拠点の整備	市民と市における活動拠点の整備	—
15.中間支援活動	中間支援活動の定義と体制強化	—	—
16.事業者、教育機関の協力	—	事業者と教育機関の役割	事業者の役割
17.地域自治、地域コミュニティ	地域自治の定義と市による重要性の認識、尊重	地域コミュニティの定義と市民、市における役割	地域自治の定義と市における役割
18.自治会	自治会の定義、役割と市民、市における役割	—	自治会の定義、役割と市民における役割
19.市民活動団体	—	市民活動団体の役割と市民、市における役割	市民活動団体の役割と市民、市における役割
20.まちづくり協議会、地域協議会	まちづくり協議会の定義、役割と市民、市における役割	—	地域協議会の定義、役割と市民、市における役割
21.市民協働推進計画	市民協働推進計画の策定	—	—
22.市民推進委員会	市民協働推進委員会の設置	協働のまちづくり推進委員会の設置	—
23.条例事項、見直し	—	条例事項の尊重と見直し	条例の見直し
24.委任	施行に関する必要事項は、市長が別に定める	施行に関する必要事項は、規則で定める	施行に関する必要事項は、市長が別に定める

グループワークについて

1 グループワークについて

- ① テーマについて、別紙ワークシートをもとにグループで意見を出し合い、発表していただきます。（ブレインストーミング形式）
～テーマ～「協働のまちづくり条例」に盛り込みたいこと。
- ② 意見交換の時間は、話し合い70分、まとめ10分、発表を1グループ3分程度
- ③ トイレ休憩等は各グループで適宜とってください。
- ④ 意見交換は、全て公開を原則とします。会場内の傍聴の方も自由に様子を聞くことができることとします。

2 意見交換を始めるにあたり

- ① 進行役、記録役、発表役を決めて進めましょう。
- ② 活発な意見交換ができるような雰囲気づくりに委員全員が心がけましょう。
- ③ 自分の発言には責任を持ちましょう。
- ④ 特定の個人や団体の批判中傷は行わないようにしましょう。
- ⑤ 出てきた意見に対して否定的な発言等を行わないようにしましょう。
- ⑥ 考えていたこと、思いついたことは出来るだけ意見を出していきましょう。

3 進め方について

- ① 進行役は、発言が偏らないよう順序を含め公平な運営に配慮しましょう。
- ② 進行役は、全員が発言するよう心がけてください。
- ③ 進行役は、別紙ワークシートの項目への意見を出していただくよう進めてください。
- ④ 記録役は、発表役の方が発表しやすいよう、発言された内容について、出来るだけ記録しておくようにしましょう。
- ⑤ 発表者は、別紙ワークシートの項目ごとに、出された意見について、どのような意見が出ていたかを整理していただき、発表してください。

グループワーク班分け名簿

グループワーク総括：長 畑 実

区 分	人数	氏 名	推薦団体等・職名
Aグループ	6人	富 金 原 完	浜田市社会教育委員の会 会長
		宮 本 美保子	石央商工会 女性部部長
		馬 場 真由美	旭自治区地域協議会 会長
		岩 崎 敏	今福地区まちづくり推進委員会 委員
		岡 本 薫	安城地区まちづくり推進委員会 委員
		齋 藤 正 美	三隅自治区まちづくり会議 会長
Bグループ	6人	三 浦 博 美	浜田市公民館連絡協議会 会長
		佐々木 洋 平	浜田市PTA連合会 会長
		村 井 栄美子	浜田自治区地域協議会 会長
		木 村 正 行	三隅自治区地域協議会 会長
		新 森 増 美	都川地区まちづくり推進委員会 会長
		植 田 由香理	公募委員
Cグループ	6人	岡 本 宏 明	島根県西部県民センター 地域振興課長
		三 浦 聖 二	浜田市社会福祉協議会 地域福祉課長
		花 田 香	浜田女性ネットワーク 副会長
		塚 本 守	金城自治区地域協議会 委員
		大 谷 弘 幸	美川地区まちづくりネットワーク 会長
		大 橋 美津子	公募委員

「協働のまちづくり条例」に盛り込みたいことを自由に提案してください。

<p>どのようなまちを目指し、どのような考えのもとに進めたら良いか</p>	<p>※条例の前文や目的、理念にあたる場所(例:全員が参加し、協働するまちづくり。関心を持ち、助け合いながら進める 等)</p>
<p>まちづくりにはどのような人、団体等が関わる必要があるか</p>	<p>※条例の定義にあたる場所(例:市民、まちづくり推進委員会、NPO 等)</p>